平成２９年（フ）第８０号
群馬県太田市新田小金井町1569番地１
破産者　成龍株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４２２号
名古屋市昭和区台町１丁目24番地
破産者　大井田工業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４８号
大阪府東大阪市水走５丁目３番37号
破産者　振高合成工業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９号
大阪市西区西本町１丁目２番14号岡島ビル３Ｆ
破産者　株式会社ファイブ
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５１号
堺市堺区昭和通１丁９番地
破産者　山孝興業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
堺市北区北花田町２丁235番１号
破産者　エステー貿易有限会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
堺市北区北花田町２丁235番１号
破産者　扇スタルト株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
神戸市西区押部谷町木見1096番地の11
破産者　株式会社西神建材センター
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３号
神戸市中央区下山手通５丁目７番15号　グローリー山手ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区潮見台町４丁目３番12号
破産者　株式会社森本商店
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３７号
岡山市南区福成２丁目24番33号
破産者　土井　隆弘
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３８号
岡山市南区福成２丁目24番33号
破産者　土井多美子
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２号
岡山県倉敷市茶屋町408番地17
破産者　株式会社ライフアドバンス
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
北九州市小倉北区赤坂２丁目18番45号
破産者　三共化成株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９９号
三重県いなべ市員弁町東一色847番地の３
破産者　株式会社ナック
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６号
山口市大内長野458番地の17
破産者　有限会社倉橋建設
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３６６号
北九州市小倉北区高坊２丁目５番22―304号
破産者　尾田　幸生
１　決定年月日　平成29年12月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２１号
山口県宇部市北琴芝２丁目８番１号
破産者　上田　昌彦
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１１号
佐賀県伊万里市立花町1675番地35、破産手続開始決定時住所佐賀県伊万里市立花町2404番地97
破産者　小笠原和生
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２１３３号
北海道江別市中央町24番地の３
破産者　髙津　　徹
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部